平成２３年（フ）第６２号
鹿児島県鹿児島市花野光ケ丘２丁目７番３号
債務者　坂口　雄次
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３７号
鹿児島県鹿屋市寿１丁目19番10号　第一寿コーポ215号室、住民票上の住所鹿児島県志布志市有明町山重12361番地５
債務者　山床　通広
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
鹿児島県鹿屋市上野町4873番地６
債務者　瀧　　正晃
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
青森県黒石市黒石18番地１
債務者　高田　政秀
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第６５号
青森県青森市浪岡大字女鹿沢字東種本８番地１　兼平アパート６号
債務者　稲田セツ子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第５４号
青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字山下36番地60
債務者　山下　牧子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第６８号
青森県弘前市大字蔵主町５番地　アパルトマン鷹揚102号
債務者　松井志津子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１９９号
山口県周南市大字須万2593番地の３、前住所島根県鹿足郡吉賀町沢田166番地
債務者　福田　澄男
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第４２号
山口県周南市扇町３番Ｎ―105号
債務者　上田　和行
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第４６号
山口県下松市大字東豊井1548番地
債務者　西山　高志
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２６４号
山口市大内矢田717番地１
債務者　佐伯　育子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５１号
山口県防府市大字新田1089番地の４、住民票上の住所山口市秋穂東336番地２
債務者　横山　滋正
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６号
山口市小郡下郷2735番地４
債務者　中村　信介
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６０号
山口市鋳銭司3354番地
債務者　宇生　　進
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
和歌山市鳴神535番地の８
債務者　川村商会こと　川村喜代治
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１８３号
和歌山市鳴神987番地の７
債務者　川村　智子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５４８１号
東京都葛飾区西新小岩３丁目13―７
債務者　本木　貴史
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５８２号
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央４丁目８―64　ヴェルデⅡ103
債務者　山下　亮輔
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部